



限る。第3項及び第5項、第24条並びに第64条第15号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号(ウ、ス及びセを除く。)、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第17条第1項(第9号を除く。)並びに第18条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2～5 省略

(住宅における火災の予防の推進)

第38条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 省略

2 省略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(7) 省略

(8) 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(9) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(10)～(19) 省略

限る。第3項及び第5項、第24条並びに第64条第14号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号(ウ、ス及びセを除く。)、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第17条第1項(第9号を除く。)並びに第18条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2～5 省略

(住宅における火災の予防の推進)

第38条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 省略

2 省略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(7) 省略

(8) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(9)～(18) 省略